

I P 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会（第 7 回）議事要旨（案）

1 日時

平成 18 年 4 月 25 日（火）10:00～11:50

2 場所

総務省 9 階 第 3 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（ 1 ） 構 成 員

齊藤 忠夫（座長）、相田 仁、五十川 洋一、一井 信吾、伊東 則昭、冲中 秀夫、小澤 廣、風間 信男、河村 真紀子、川村 正道、櫻井 浩、志岐 紀夫（代理：加藤 義文）、成田 昭彦、橋本 信（代理：栗野 友文）、比留川 実、藤岡 雅宣、山崎 吉一（以上 17 名）

（ 2 ） 総 務 省

須田総合通信基盤局長、寺崎電気通信事業部長、鈴木事業政策課長、渡辺電気通信技術システム課長、門馬番号企画室長、富岡事業政策課課長補佐、吉田番号企画室課長補佐

4 概要

（ 1 ） 構 成 員 の 変 更

今回会場から郷右近構成員に代わり、川村正道氏が参加する旨の案内があった。

（ 2 ） 前 回 の 議 事 要 旨 の 確 認

資料 7 - 1 の第 6 回会合議事要旨案について修正点などがある場合には、4 月 2 8 日までに連絡することとなった。

（ 3 ） ワーキンググループの検討状況報告について

相田ワーキンググループリーダーから資料 7 - 2 に基づき、ワーキンググループ等の開催状況について説明があった後、総務省から資料 7 - 3 及び資料 7 - 4 に基づき、第二次報告書（案）の概要について説明が行われた。続いて、相田ワーキンググループリーダーから報告書案に対するワーキンググループでの主な議論について、以下のとおり報告があった。

- ・ 資料 7 - 3 の P22、資料 7 - 4 の P7 で「着信先に応じた低廉な料金を課す着信網別柔軟課金を前提」と記載しており、前提という言い方が少し強すぎるとの意見が出されたが、今

回の報告書(案)は、前回研究会の議論を踏まえてそのまま「前提」と記載している。

・ 資料7 - 3の P23「050番号の使用の場合」及び P66、資料7 - 4の P25「インターネットから逆転送するときの発信者番号通知」の箇所について、ワーキンググループの議論を踏まえた文言修正をした。

また、資料7 - 3の P15、資料7 - 4の P4「番号を検討する上でのサービスの概念」の部分で、「網形態や通話料金、品質などは不定のサービス」となっていたが、わかりにくいという意見が出たため、「網形態や通話料金、品質などは番号からは識別できないサービス」に修正した。

これらを踏まえ、第二次報告書(案)について検討が行われた。主な発言は以下のとおり。

【第一章 FMC等の新サービスに利用可能な電気通信番号について】

- 現在の050番号は、モバイルIP電話は可能なのか。
- 番号規則上、指定要件となっている総合品質を満足できるのであれば、050番号は有線・無線関係なく指定できることから、050IP電話によりFMCサービスは実現できる。
- 資料7 - 4の P7「着信網別柔軟課金を前提」という書きぶりは強いのではないか。前提とせずとも、利用者に選択されるよう市場において料金低下は実現されるのではないか。
- サービスを選ぶのは着信側であって、現実に通話をした際に料金負担をする発信側は選択できないことに留意すべき。
- 「前提」という言葉をなくすと、利用者に不利益を生じる可能性がある以上、新規の060番号のみ利用可能にすべきとなる可能性もあるのではないか。
- 着信網側で課金するときは問題ないと思うが、発信網側で課金するときに、携帯電話の料金をそのまま課金してしまう可能性があると思うので、そこを懸念している。
- P22の注釈に言及したように、料金設定権がFMC提供事業者でない場合(発信側や中継系事業者が料金設定権がある場合)、FMC提供事業者が着信側のネットワーク側のコストに応じてアクセスチャージをとることも技術的に可能だと思う。
- 資料7 - 3のP31の最後の行に、「必要な競争環境の整備」と記述しているが、これは法制度等の整備と考えて良いのか。

【第二章 新規サービス受付への1XY番号の使用について】

- 資料7 - 2のWG第8回配付資料によれば、050IP電話からは、各社営業案内用番号に接続されないのか。
- 事業者間で提携等していればつながる場合もあり得るのではないか。

【第三章 行政への問い合わせ用1XY番号について】

- サービス開始当初はNTT東西からしかかけられないというのは理解した。その後、対象事業者が拡大することを望む。

【第四章 インターネット電話への転送について】

- 資料7 - 4の P25 の「0A0番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限り、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号を通知することも考えられる。」とあるが、0AB～J番号等についても同じことが言えるのではないか。
- 0AB～J番号の場合は、発信者が分かったとしても地理的識別性等に問題が生じることから、番号を通知するべきではない。
- 050の場合、「確実に個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限り」とされているが、本当に本人であると断定ができるのか。
- 携帯電話のように契約者が本人であることが確認できれば良いのではないか。

【その他】

番号研究会は、この報告書のとりまとめをもって終了となるが、こうした「FMCの実現のための制度整備」に限らず、番号政策上の課題は今後も出てくると思われる。従来1～2年に一度、番号研究会を行ってきたが、番号政策を議論する常設の機関があって良いのかもしれない。他方、FMCや116番号など事業者の利害が直接関係するケースが多くなってきている。こうした点を踏まえ、常設の検討体制が必要との趣旨で、座長一任で報告書(案)の最後に「おわりに」として追加したい。

【参考資料について】

今回については目次のみ添付となっているが、ご意見等あれば、総務省にご連絡頂きたい。

検討の結果、資料7 - 4の報告書(案)に「おわりに」を付した上で、第二次報告書(案)として公表することとなった。

(4) その他

今回、第二次報告書案がとりまとめられたことを受け、4月27日から約1ヶ月間パブリックコメントを募集することとなった。次回会合は、パブリックコメント募集結果を踏まえ、報告書の最終とりまとめを行うこととし、日程については、別途調整の上連絡することとなった。

以上